

## 介護給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 1 4 9 5 万円  
(前年度 1 件 2 3 5 3 万円)

### 1 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又は介護報酬の全額を事業者を支払うこととなっている(市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」)。

介護給付費は、50/100を公費で、50/100を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、公費負担として、国が20/100又は25/100を負担している。

### 2 検査の結果

16事業者に対して15都道府県の53市区町等の実施主体が行った平成25年度から30年度までの間における介護給付費の支払が計5285万円過大となっていて、これに対する国の負担額1495万円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

#### ア 通所介護

9事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていたり、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことなどから個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位又は42単位を所定単位数に加算したりしていた。このため、介護給付費の支払が28市区町等で計2922万円過大となっていて、これに対する国の負担額874万円は負担の必要がなかった。

#### イ 介護療養施設サービス

3事業者は、介護療養施設サービスを提供する病院に医師の員数の特例が適用され、医師の員数が3未満となっていたのに、介護報酬の算定に当たり、1日につき12単位を所定単位数から減算していなかった。このため、介護給付費の支払が10市町で計1090万円過大となっていて、これに対する国の負担額270万円は負担の必要がなかった。

#### ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、訪問介護及び介護福祉施設サービスの2介護サービスについて、4事業者は、介護報酬の算定に当たり、単位数の算定を誤っていた。このため、介護給付費の支払が16市区町で計1272万円過大となっていて、これに対する国の負担額350万円は負担の必要がなかった。

都道県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
北海道	1町(1)	29	507	611万	150万	ウ
秋田県	1市(1)	29、30	170	166万	48万	ウ
秋田市	1市(1)	25～30	2,908	386万	117万	ア
茨城県	13市区町(2)	26～29	1,094	427万	123万	イ、ウ
東京都	9市区(2)	25～30	4,168	410万	122万	ア
名古屋市	4市(1)	26～30	4,322	689万	205万	ア
東三河広域連合	<sup>注(2)</sup> 1広域連合(1)	28～30	1,769	197万	57万	ア
京都市	1市(1)	25～29	1,790	166万	51万	ア
兵庫県	3市(1)	27～29	1,095	612万	183万	ア
岡山県	1市(1)	28～30	508	161万	39万	イ
倉敷市	3市町(1)	30	536	191万	54万	ア
高松市	9市町(2)	25～30	2,603	995万	259万	イ、ウ
松山市	6市町(1)	30	543	267万	82万	ア
計	53実施主体(16)		22,013	5285万	1495万	

注(1) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。

注(2) 30年3月31日以前は1市